

# 農地の管理、お困りではありませんか？

## 農地の管理でお困りの方は 農地中間管理事業を利用してみませんか？

### 農地中間管理事業とは…

適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで担い手等への農地の集積を進め、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域と定め、意欲ある担い手を公募し、農地の集積と集約化を支援していく事業です。

※本事業は農用地の賃貸借を行うものであり、所有権は移転しません。

### 事業対象農用地 ●農業振興地域内の農用地 ●相続手続きが完了している農用地



年にとって農業ができない。息子も都会で働いていて戻ってくれそうにないなあ。

このままだと、田んぼや畑が荒れてしまう！誰か代って耕作してくれないかなあ。

農地を広げて、規模を拡大したいなあ。

分散した農地をまとめて、効率よく営農したいなあ。



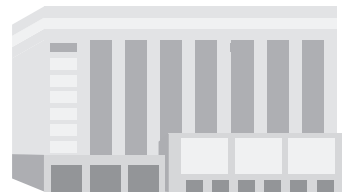
借受け

貸付け

### 大分県農地中間管理機構

公益社団法人 大分県農業農村振興公社

- ①農地を借り受けます。
- ②担い手が、まとまりある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。
- ③必要に応じて、農地の利用条件を改善します。



連携協力

農業振興課

農業振興課または農業委員会にお気軽にご相談ください。



## 平成27年度も『農地利用状況調査』を実施します！

平成22年度より優良農地の荒廃を防ぐため、「農地利用状況調査」を実施しています。調査は市内全農地を対象に農業委員と地域の協力員により行われ、調査報告された遊休農地の中でも、特に重点地域の農地の所有者に対し意向調査を実施し、調査の回答をもとに優良農地の確保と有効利用、意欲ある農業者への利用集積を図っていく予定です。

平成27年度も農地の状態を確認するため「農地利用状況調査」が実施されますので、ご理解とご協力をお願いします。